

令和4年4月1日施行（男鹿市告示第41号）

令和5年4月1日施行（男鹿市告示第45号）

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 船川港の利用の拡大を促進し、もって港湾を核とした産業振興を図るため、船川港の港湾施設を使用する者又は利用を拡大しようとする者に対し、貨物の取扱いにより生じた港湾施設使用料の実績に応じ、予算の範囲内において、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項の規定により認定された施設を含む。）で、秋田県が管理する施設をいう。
- (2) 「船荷証券」とは、船会社が貨物の引受けをしたときに、荷主に対して発行する貨物の受取又は船積み及び運送契約の内容を証する証券をいう。
- (3) 「荷役協定書」とは、荷主が移出入を行うときに、船会社と船舶代理店との間で入出港及び貨物荷役に関する事項を協定した書面をいう。
- (4) 「トン」とは、バラ貨物の量を表す単位で、船荷証券等により確認することが可能な積載貨物のトン数とする。なお、1トンに満たない端数は切り捨てとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、船川港に設置されたドルフィンで陸揚げされる原油を除く貨物の授受のために、船川港の港湾施設を使用する法人で、次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続して事業活動を行う者であること。
- (2) 船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載され、又は荷役協定書において荷主と記載されていること。ただし、商社

経由などの理由により荷送人、荷受人又は荷主として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、県条例の規定による船川港の港湾施設のうち、次の各号に掲げるものに係る使用料とする。

(1) 係留施設の内、岸壁及び物揚場

(2) 保管施設の内、野積場

2 前項に掲げる使用料の内、国又は県が発注する建設工事や浚渫工事等に係る港湾施設の使用料は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、前年の利用実績と比較して、当該年度の利用実績が増加した者の増加分及び新規で利用した者の新規利用分については当該利用実績に係る使用料の3分の2以内の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付限度額は、一者当たり250万円とする。

(事業実施計画の提出及び受理)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、事業実施計画書（様式第1号）に、以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の船川港の利用実績がある場合は、それを証明する書類

(2) 前年度の船川港の利用実績がない者は、法人の登記事項証明書など事業所の所在地を確認できる書類

2 市長は、前項の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、事業計画書受理通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 本補助金の交付を複数年にわたり受ける場合でも、事業実施計画の提出は年度ごとに行うものとする。

(事業実施計画の中止又は変更等)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業実施計画を変更又は中止するときは、事業変更計画書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出しなけ

ればならない。ただし、計画を変更する場合において、利用実績の見込みが20パーセント未満である場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を審査し、適当と認めるときは、事業変更計画書受理通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告等）

第8条 第6条第2項に掲げる通知を受けた申請者は、事業を終了したときには、補助事業が終了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、交付申請書兼事業実績書（様式第5号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 船舶代理店証明書（様式第5号別紙1）（第3条第2項に定める実質の荷主であるときに限る。）
- (2) 船荷証券又は荷役協定書等、荷主であることを確認できる書類
- (3) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書、未納がない証明、又は納税状況の確認に関する同意書（様式第5号別紙2）
- (4) 船川港の利用実績を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認め、指示した書類

- 2 助成事業者は、当該年度における使用料に応じて交付される補助金の額が第5条第3項に定める上限に達したときは、事業計画に定める日にかかわらず、前項に定める書類を市に提出することができる。

- 3 補助金の交付を複数年にわたり受ける場合でも、申請は年度ごとに行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の交付申請について規則第6条の規定に基づき審査し、事業の実施が確認され、交付するものと決定した場合には、交付決定通知書（様式第6号）により、交付しないものと決定した場合には、不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付を決定した場合において、補助金交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（交付申請書の取下げ）

第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、交付申請書の取下げをすることができる。

(状況報告及び検査)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは申請者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、又は備え付け書類及び補助事業の検査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の報告又は検査の結果、必要があると認めるときは補助事業の変更を命じ又は指示することができる。

(備付け書類等)

- 第12条 申請者は次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えて、必要な事項を記載し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (1) 第6条第1項に定める事業実施計画書等及び第7条第1項に定める申請及び報告書類等
 - (2) 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿
 - (3) 収入及び支出及び各種契約書等証拠書類
 - (4) その他市長が必要と認め、指示した書類

(補助金の交付)

- 第13条 補助金の支払は完了払とし、補助事業実施状況を確認の上交付する。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。また、市長は、交付請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

- 第14条 市長は、交付決定通知書を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、補助金の交付決定若しくは交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。
- (1) この告示に基づく命令若しくは指示交付条件等に違反し、又はその他不正な行為があると認められたとき。
 - (2) 補助事業の執行が不適當と認められたとき。
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 交付申請書が取下げられたとき。

(補則)

- 第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。